

京都市告示第710号

土壤汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和7年3月10日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じていない土地

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院南落合町12番1、12番3、12番5 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、^ひ砒素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の1の項の中欄に定める「地下水の水質の測定」

2 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき指定する区域のうち、特定有害物質に起因する地下水汚染が生じている土地

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院南落合町12番5の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

^ひ砒素及びその化合物

(3) 講ずべき指示措置の内容

土壤汚染対策法施行規則別表第6の4の項の中欄に定める「原位置封じ込め又は遮水工封じ込め」

3 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市南区吉祥院南落合町12番1、12番2、12番3、12番4、12番5、
12番6、12番7、20番 以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、
ふっ素及びその化合物

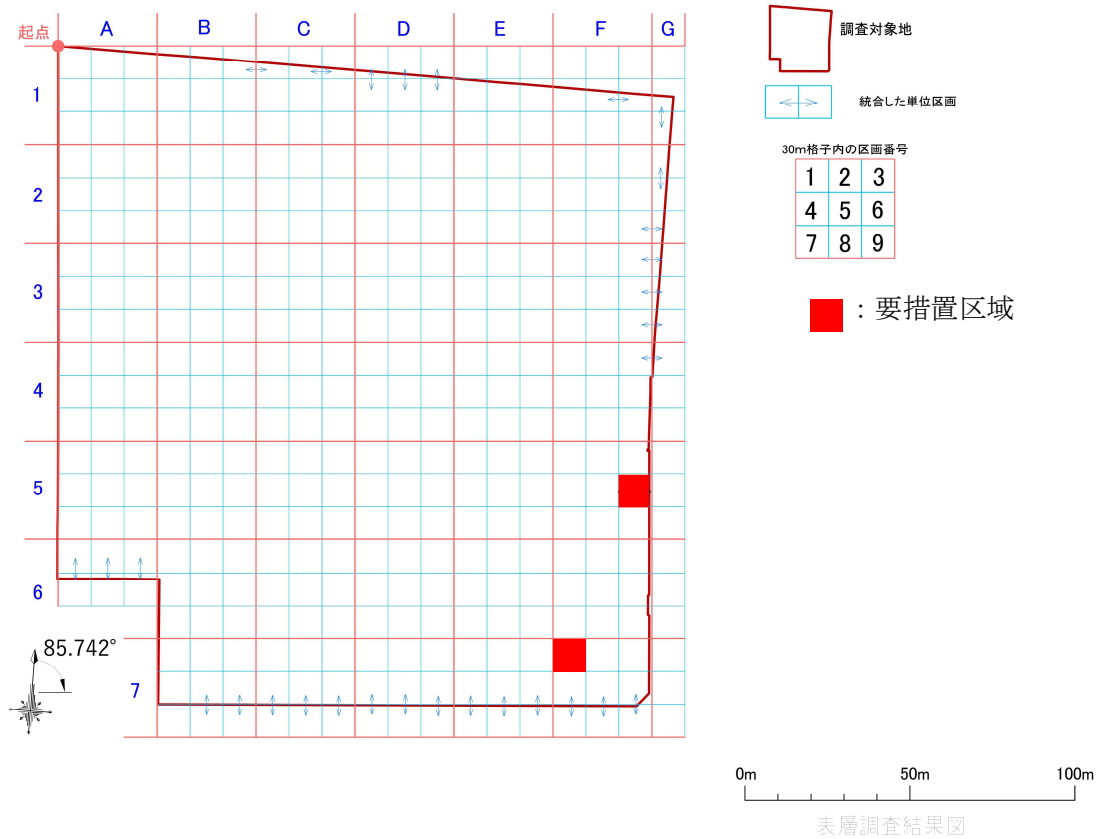
(3) 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

要措置区域

(六価クロム化合物 土壌溶出量基準超過)



要措置区域

(砒素及びその化合物 土壌溶出量基準超過)

